

◆ 教育委員会特別委員会 ◆

市の計画に基づく委託事業を円滑に企画・運営するために、教育委員会特別委員会が設置されている。それぞれの会の委員は各小中学校の校長・教頭・教諭によって組織され、委員の選出に当たっては、他の会の委員との重複を避け、同じ学校の職員に偏ることがないように配慮されている。

特別委員会

委 員 会 名	活 動 内 容	委員数
月報「岡崎の教育」 編集委員会	・ 4 班編成の取材編集 ・ 月 1 回の定例編集会議 ・ 「岡崎の教育」毎月配布 ・ 教育関係諸機関への送付 ・ 年 1 回市民への回覧	22 名
教員の研修に関する委員会	・ 教員の資質向上に向けての調査研究 ・ 教員研修必携の編集改訂 ・ 「新任教師の集い」の企画運営	10 名
資質向上研究委員会	・ 6 部会を設置し、不祥事撲滅等のための目標や具体的な手だての検討、提起 ・ 教職員の規範意識、倫理観向上のための研修	26 名
英語が話せる おかざきっ子研究委員会	・ 中学校の英語教育の C T（コミュニケーションタイム）の指導計画・指導案の作成 ・ 小学校英語ビデオ OK E n g l i s h の改訂 ・ 岡崎版 C a n D o リスト「C a n D o O K」の各校への周知と研究実践	10 名
授業改善委員会	・ 補助教材検討 ・ 教育課程編成のための情報収集及び研究 ・ 評価方法及び通知表の記載についての研究 ・ 学習指導計画の作成	15 名
学校評価委員会	・ 各園、小中学校の学校関係者評価委員会への指導助言 ・ 学校関係者評価の集約	8 名
情報教育推進委員会	・ 情報モラル教育の推進と、諸問題を未然に防ぐための方策の提言 ・ タブレット P C 等の I C T の効果的活用と情報活用能力を伸ばす授業形態の研究 ・ 情報セキュリティ意識の向上と、I C T 環境整備 の仕様提言	15 名

学 校 教 育

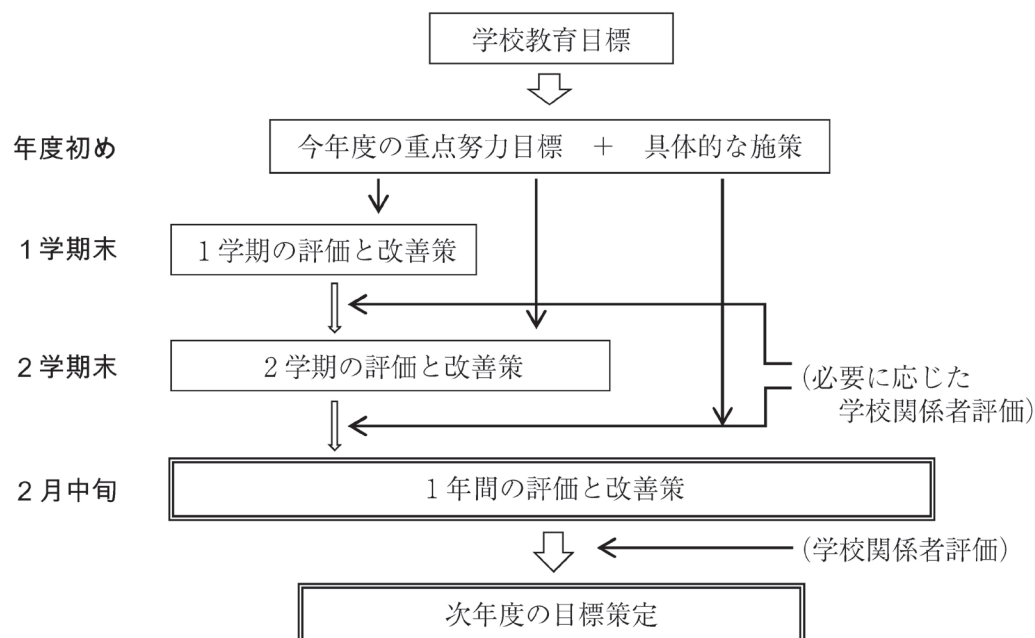
E S D研究委員会	・ E S Dを推進するための資料の収集・活用方法の検討	8 名
郷土読本編集委員会	・ 平成 26 年度版「おかざき」上下の正誤表の作成	16 名
教員免許更新特別委員会	・ 岡崎市教員免許状更新講習の企画運営	4 名
科学の心を育てる委員会	・ 地域の理科教育力の発掘と活用についての研究	6 名

その他の関係委員会等

委 員 会 名	活 動 内 容	委員数
岡崎市教育支援委員会	・ 障がいのある子どものための就学説明会 ・ 「そよかぜ相談」による就学相談 ・ 教育支援委員会の開催 ・ 教育支援委員による教育相談	24 名
岡崎市特別支援教育 連携協議会	・ 特別な支援を必要とする子どもについて、教育、医療、福祉、労働などの関係諸機関の連携を図る会を開催 ・ 「個別の教育支援計画」を軸に連携のあり方を検討	20 名
岡崎市いじめ・ 不登校対策協議会	・ 本市のいじめ・不登校対策事業全般にわたって、事業内容や成果課題を協議し、より良い事業のあり方の追究	15 名

◆ 学校評価（園・学校 経営評価） ◆

岡崎市立の幼稚園及び小中学校を対象に、学校評価は実施されている。年度ごとに教育目標を設定し、その成果を評価することで、教育内容の質の向上を図ることを目的としている。各園・学校では、年度初めに、学校教育目標を基本として、重点努力目標が策定される。同時に、目標達成のための具体的な施策が策定され、学校関係者評価委員会に対して説明されるとともに、市教育委員会に報告される。1学期末と2学期末には、それぞれの学期における目標の達成状況について、校長の教員評価（園・学校経営評価）が行われる。また、学校関係者評価委員会は、授業や学校行事の参観、教職員や児童生徒との対話を行い、中間評価を実施することもある。3学期には、園・校長を中心として、全職員が、「教育活動診断票」に基づき保護者や児童・生徒による外部アンケートを実施し、成果の見られた点や反省点を洗い出すとともに、自己評価を実施する。そして、自己評価の結果及び今後の改善方策についてまとめたうえで、学校関係者評価を実施し、次年度への改善策や目標が策定される。



学校関係者評価委員会

市内 70 園・校に設置される。委員会は、園・校長・学校評議員 5 名（学区有識者、社会教育委員代表、民生児童委員代表、PTA の代表等）、担当教諭 1 名、児童生徒の代表（各校 10 名程度）、その他委員長が必要と認める者で構成され、学校の教育活動に対して、地域や保護者だけでなく、子どもの声を取り入れることができる組織作りがなされている。

学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関し、意見を述べる。

学校関係者評価委員会は、1 年間に 3 回開催される。1 学期は、園・校長が、教育方針、めざす子ども像、重点努力目標などを学校評議員に説明する。2 学期は、学校の様子などを、子どもと学校評議員を交えて話し合う。3 学期は、学校評議員による学校関係者評価を行う。

◆ 開かれた学校づくり ◆

幼稚園（保育園）・小学校の連携

幼稚園（保育園）等施設が、「遊び」を通して学ぶ、幼児期の教育活動から、教科学習が中心の小学校の教育活動への円滑な移行をめざし、交流や連携（情報の連携・行動の連携）をさらに一層深めることが求められている。

1 交流・連携推進の目的

- ・ 子どもたちに様々な気づきや思いやりの心を育む。
- ・ 幼児・児童の発達段階を学習することで、教師の子ども理解を高める。
- ・ 幼小の滑らかなカリキュラムの連携を推進する。
- ・ あって当たり前の小1プロブレムを乗り越える力を身につけさせ、小学校生活への適応を円滑にする。

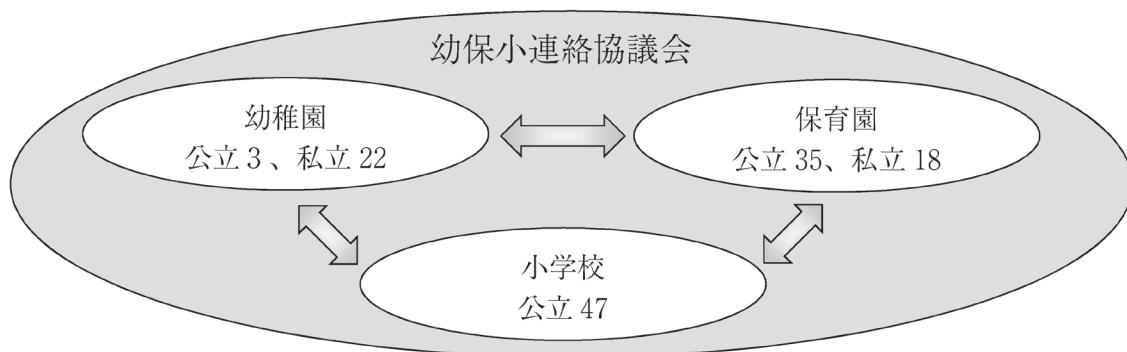
2 組織的・計画的な取組

- ・ 岡崎市幼保小連絡協議会を年3回開催し、全小学校の担当者にも呼びかけ、全市的に連携活動を推進する。

岡崎市幼保小連絡協議会

1 活動の概要

平成17年度、岡崎市教育委員会と岡崎市福祉保健部が中心となり、岡崎市幼保小連絡協議会〈準備会〉を立ち上げ、18年度は、それをさらに充実し、正式に発足した。平成21年度からは、会の事務局を岡崎市教育委員会学校指導課とこども部に置き、事業にあたっている。



この協議会は、岡崎市の幼稚園、保育園及び小学校が、それぞれの教育の独自性と連続性を理解し合いながら、交流や連携を図ることにより、子どもの生きる力を伸ばし、すこやかな育ちを支えることを目的とする。

2 主な取組

- (1) 各幼稚園・保育園・小学校の交流や連携の推進
- (2) 各幼稚園・保育園・小学校の交流や連携の実態把握と分析
- (3) 講演会・研修会等の啓発活動
- (4) 関係諸機関との連携

3 組織の構成員

- (1) 学識経験者
- (2) 岡崎市小学校長会の代表者
- (3) 岡崎市私立幼稚園の代表者
- (4) 岡崎市公立幼稚園長会の代表者
- (5) 岡崎市公立保育園長会の代表者
- (6) 岡崎市私立保育園長会の代表者
- (7) 小学校教諭、公立・私立幼稚園教諭、公立・私立保育園保育士
- (8) その他教育長又はこども部長が必要と認める者

小学校・中学校の連携

子どもたちが豊かな心を育み、健やかに成長するためには、家庭・地域社会との連携もさることながら、学校間の連携（相互交流）も不可欠である。

義務教育の9年間を見通しての小中学校間の連携教育は、一人一人の子どもの特性を理解し、発達段階に応じたきめ細かな指導に取り組むことが可能で、その効果も大きい。また、小中学校間の連携は、子どもたちの「他を思いやる心」や「自立心」の育成に大いに役立っている。

子どもの健全育成に向け、地域や家庭を基盤にした市民総参加による子育てのネットワーク化を図るとともに、小中学校の教師の共通理解のもと、授業参観や行事参観等を通して様々な異年齢交流を展開している。

中学校区児童生徒健全育成協議会

中学校区児童生徒健全育成協議会は、中学校区のPTAが中心となり、関係諸団体との密接な連携を深め、児童生徒の健全育成を推進するために平成13年度に組織づくりが開始された。小学校、中学校及び関係諸団体と連携を密にして運営することにより、小中一貫した生徒指導と児童生徒及び学区住民の防犯に対する意識高揚を図る。15年度には15中学区で組織化された。そして、携帯電話の普及等による問題行動の広域化や変質者被害の多発等を踏まえて、市内全中学校区の校長と地域の代表が集まる情報交換会を2回開催した。16年度は、市内のすべての中学校区で組織化を図り、その代表者と校長を集めて、中学校区児童生徒健全育成連合協議会が発足した。平成18年度は、全国で起きた「いじめ自殺」を受け、その対応策を協議した。平成19年度は、「いのちの教育」アクションプランの推進に向けて、子供たちの健全育成に向けた活動を展開した。平成20年度からは、「いのちの教育」アクションプラン推進協議会の地域部会として活動を継続した。平成23年度以降は、各中学校区児童生徒健全育成協議会の充実を図りながら、確かな行動連携を目指した取組を展開している。

◆ いじめ・不登校対策 ◆

いじめ・不登校対策協議会

いじめ・不登校対策協議会を設けて、いじめや不登校に関するそれぞれの事業の連携を図り、児童・生徒のより一層きめ細やかな支援を行うために、臨床心理士、専門機関の代表等の助言を得ていじめ・不登校対策事業を推進する。

いじめ・不登校相談室事業

臨床心理士の資格を有する者、並びに子供の発達段階を理解し、子供の実態を把握する力量があり、人格・行動において社会的信望を有し、職務遂行に必要な熱意を持つ社会人を登校支援員として活用し、悩みをかかえる児童生徒及びその保護者へのカウンセリングと、担任及び関係教師への指導助言等を行うことで、児童生徒の支援を行う。

1 不登校にかかわる「そよかぜ相談室」

<臨床心理士>

- ・原則として、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時と土曜日の午前9時から正午の中で、教育相談センターにおいて、相談活動・ケース会議等を行う。
- ・原則として、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時の中で、保護者の要望を受け、学校からの派遣要請があり、教育委員会が必要と認めた場合、学校現場との連携を基にした登校支援活動を行う。(学校や家庭を訪問、教育相談センターでの教育相談や支援)

2 平成25年度の実績

臨床心理士による相談にかかった人 (のべ人数)

(平成26年3月末現在)

	本 人	保護者	教員等	合 計
平成21年度	341 人	786 人	47 人	1,174 人
平成22年度	370 人	1,091 人	158 人	1,619 人
平成23年度	471 人	1,185 人	183 人	1,839 人
平成24年度	391 人	1,428 人	223 人	2,042 人
平成25年度	572 人	1,413 人	292 人	2,277 人

「キッズ岡崎こころの電話」

1 活動概要

昭和 56 年度に始まったすべての市民を対象にした「心の電話おかざき」から、平成 23 年度より「キッズ岡崎こころの電話」とし、小中学校及びその保護者に対象をしばって教育的援助を行う。父母、先生、友達にも相談できない悩みや問題を、電話で話し合うことにより、多感な時期である小中学生やそれを支える保護者が明るい生活を送れるようにする。また、相談内容によっては専門機関、専門家を紹介して相談者の問題解決を助ける。現在 4 名の専門相談員によって対応している。今年度 4 月、小学 1 年生・中学 1 年生に利用しやすいように電話番号などの入ったシールを配布した。

- ・電 話 83-5660
- ・受付時間 火曜日～金曜日 正午から午後 7 時 30 分
土曜日 正午から午後 4 時 30 分
- ・休 日 日曜日、国民の祝日
12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

2 相談件数 (平成 25 年度)

小学生	中学生	保護者	計
11	7	110	128

メンタルサポートクラブ事業

心の支援者を組織し、不登校の児童・生徒の家族を訪問し、良き相談者としての立場から側面的に援助する事業である。

スクールカウンセラー

全中学校 20 校及び全小学校 47 校（拠点校 12 校、対象校 35 校）にスクールカウンセラーを配置し、生徒の悩み事の相談や不登校相談に応じる。

いじめ・不登校対策委員会

各校担当 1 人、各校の不登校対策業務について協議や研修をする。

◆ 危機管理対策 ◆

平成 13 年 6 月 8 日に起きた大阪教育大学教育学部附属池田小学校における児童等殺傷事件を受け、学校における危機管理体制の確立が急務となった。岡崎市では、防犯ブザーや、防犯ホイッスルを配布するとともに、直ちに岡崎市学校（園）危機管理マニュアルを作成した。以後、各校はそれに基づいて各校（園）に危機管理マニュアルを作成し、教職員の対応や役割分担の確認を毎年 4 月に行ってきた。

平成 15 年 12 月 18 日には京都府宇治市宇治小学校に不審者が侵入し、小学校 1 年生が負傷する事件が発生した。そこで、市内の不審者被害の多発の現状を踏まえて、岡崎市学校（園）危機管理マニュアルを改訂すると共に、平成 16 年 1 月には不審者対策の避難訓練研修会を岡崎警察署の全面協力を得て市内の校務主任が全員参加して行われた。この研修会を踏まえて自校の危機管理マニュアルの見直しを図り、防犯教室を実施すると共に、園児児童生徒一人一人に引き渡しカードを作成し、授業参観日などの機会に保護者への引渡し訓練を実施した。また、警察、少年愛護センター、市安全安心課などの専門機関や地域住民との連携も進んでいる。そのひとつに、児童生徒の登下校の安全ボランティアを中心とした S S V（スクール・サポート・ボランティア）の拡充がある。平成 16 年度の中学校区児童生徒健全育成連合協議会の立ち上げもあり、その後、学校・家庭・地域の確かな行動連携が加速した。平成 17 年度には、小 1 児童の下校時を狙った痛ましい事件が広島、栃木で発生し、平成 20 年 5 月には、豊田市で女子高生が殺害される事件も発生した。さらに、平成 23 年 3 月 11 日には、東日本大震災が発生した。

危機管理マニュアルや安全安心マップの改善を図るとともに、児童生徒が自ら身を守るという安全意識を育てていくことが急務である。

携帯用警報ブザー（防犯ブザー）の配布

ブザーは岡崎警察署生活安全課が斡旋するものを選定し、平成 13 年 6 月に市立幼稚園に職員数＋5 個と小中学校に各 1 個、さらに、9 月には小中学校に職員数＋5 個を配布した。

夜間反射材付き防犯ホイッスル・防犯ブザーの活用

防犯ホイッスルは、交通安全にも役立つように夜間反射材のついた首下げ式のホイッスルを選定した。首にかける紐は、安全のために少し強く引くと二つに分かれるものを採用した。平成 16 年 2 月に市交通安全課が小学校 1、2 年生に配布した。また、市安全安心課から平成 16 年度に新 1 年生を含め、小学生全員に配布され、その有効活用を図っている。

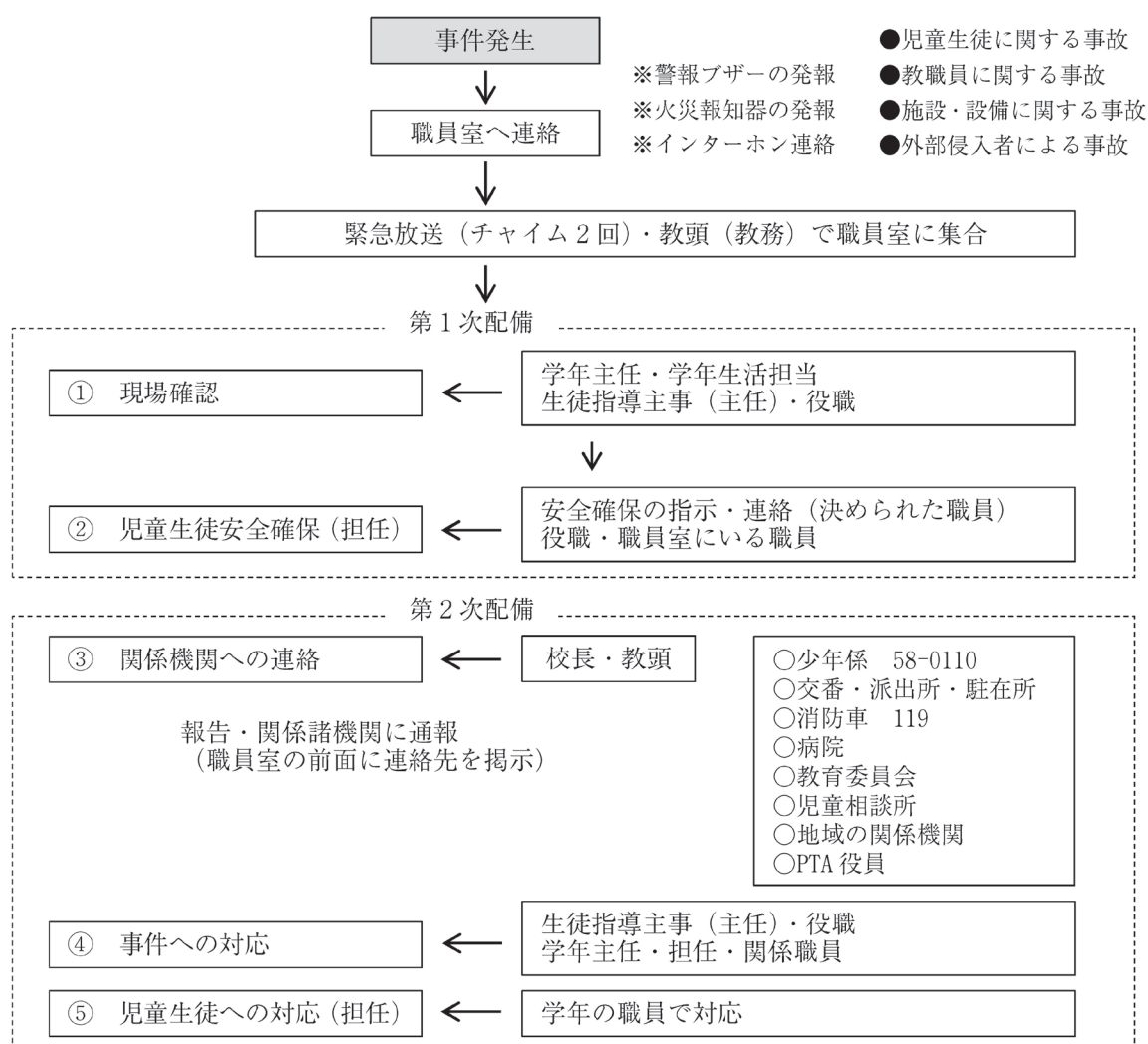
平成 17 年度には、市内全中学生に防犯ブザーを 5 月中旬に配布し、児童・生徒の安全確保に努めている。平成 18 年度以降毎年 4 月、新小学校 1 年生と、新中学校 1 年生に防犯ホイッスル、防犯ブザーを配布している。

危機管理マニュアル作成

岡崎市小中学校（園）危機管理マニュアルは、「日常の安全確保」「緊急時の安全確保」「家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項」を骨子として事件の予防策と事故発生時の対応が定められ、実際に取り組むことができるように具体的な内容を明記している。また、平成 16 年 1 月 8 日には、平成 15 年 2 月に文部科学省が発行した「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」と平成 15 年 3 月に愛知県教育委員会が発行した「学校安全マニュアル（幼稚園、小学校及び中学校）」に準じた内容に一部改訂した。毎年 4 月当初に各学校においてマニュアルを作成し、その内容について、実際に避難訓練や教職員のみによる訓練を行い、教職員に十分周知するようにしている。また、平成 19 年度より学校情報メールシステムが確立され、市内全小中学校が活用できる体制にある。さらに、平成 24 年度より学校災害の内容を充実させている。平成 26 年度は、メールシステムを S i（スクール・インフォメーション）メールとし、緊急時の情報伝達をさらに充実させている。

保護者や地域と一体となった危機管理体制を築くとともに、年度ごとに見直ししながら、より実効性のあるものにしていく必要がある。

緊急事態対応マニュアル図（例）



学 校 教 育

市立小中学校・幼稚園における大規模地震についての対応

1 児童生徒の安全対策

- (1) 児童生徒が在校中に「東海地震注意情報」が発表されたときは、授業又は学校行事は直ちに打ち切るものとし、また、当日予定されている授業又は学校行事は、中止又は延期し、家の人に迎えにきてもらい家に帰す。
- (2) 児童生徒が登下校中に「東海地震注意情報」の発表を知ったときは、速やかに帰宅するよう指導する。
- (3) 児童生徒が在宅中に「東海地震注意情報」が発表されたときは、当日の授業又は学校行事は中止し、学校は、東海地震注意情報又は警戒宣言が解除されるまでの間休校とする。

2 防災教育

児童生徒に対する防災教育は、教育活動の一環として行うものとし、具体的実施内容は、年間教育計画で定めるところによる。

3 市立幼稚園

市立小中学校に準じる。

○地震発生時の非常配備体制

ア 事前の地震情報がない状態で地震が発生したとき

区 分	対 応 の 時 期	教 職 員 の 対 応
準備体制	震度3の地震が発生した時	役職者を中心に情報交換
第1非常配備	震度4の地震が発生した時	役職者を中心に数名の配備
第2非常配備	震度5弱の地震が発生した時	教職員の半数程度の配備
第3非常配備	震度5強以上の地震が発生した時	全教職員の配備

* 上記の場合以外においても、各学校の自主的判断により非常配備につく。

* 被害の状況に応じて、校長判断で配備を解く。

* 震度5強以上の場合は、全小中学校の避難所が開設されるので、必要に応じて対応する。

イ 東海地震に関連する情報が出た場合

区 分	対 応 の 時 期	教 職 員 の 対 応
準備体制	「調査情報」入手時	役職者を中心に情報交換
第3非常配備	「注意情報」入手時	全教職員の配備
	「予知情報」入手時 （「警戒宣言」発令時）	全教職員の配備